

高知県環境基本計画改定委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知県環境基本計画改定委託業務

(2) 事業の目的

高知県環境基本条例第9条に基づき、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため環境保全及び創造に関する基本的な計画として策定した高知県環境基本計画第五次計画(以下、「現計画」という。)の計画期間が令和7年度で満了することから、現計画を策定した令和3年4月以降の国内外の動向や今後の動きの見込みを踏まえ高知県環境基本計画第六次計画(以下、「新計画」という。)を策定する。

(3) 事業内容

別添「高知県環境基本計画改定委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 見積限度額

5,940千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「高知県環境基本計画改定委託業務公募型プロポーザル審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下、「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下、「候補者」という。)と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

なお、共同企業体(複数の事業者が共同連帯して委託業務を実施する事業体)の場合は全ての構成員が(1)から(6)までの要件を満たすことが必要です。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(もしくは契約締結時までに登録が予定されている)者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定(別紙1-1)に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者(別紙1-2)に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 応募形態による留意事項

共同企業体で応募するときは、以下の事項に留意してください。

- (1) 事業者間で共同企業体に関する協定書を締結していることが必要です。
なお、参加申込書に当該協定書の写し1部を添付して県に提出してください。
- (2) 共同企業体の適切な名称を設定のうえ、代表者を選任してください。
- (3) 代表構成員及びその他構成員は、連帯してその責任を負うものとします。
- (4) 代表構成員及びその他構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員となることまたは単独での応募はできません。

7 説明会

日時: 令和7年4月8日(火)13時30分から

場所: オンラインによる(Zoom)

※ZoomのURLやミーティングID等は参加希望者にお知らせします。

特記: 別紙2により、令和7年4月7日(月)12時までに、FAX又は電子メールでお申し込みのうえ、必ず電話により着信を確認してください。

8 質疑と回答

質疑は令和7年4月11日(金)17時までに別紙3により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

9 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書(別紙4)に資格要件の確認書類を添えて申込みをしてください。申込みに当たって提出する書類を次表に示します。共同企業体で参加する場合は代表者及びすべての共同提案者が②～④の書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書(別紙4)

- ② 法人概要書(別紙5)
- ③ 法人の都道府県税の納税証明書
- ④ 法人の消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑤ 共同企業体に関する協定書の写し(共同企業体で参加する場合に限る)

(2) 参加申込書

- ① 提出方法
持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

- ② 提出期限
令和7年4月17日(木)17時(必着)

- ③ 提出先
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目7番52号
高知県 林業振興・環境部 環境計画推進課
担当者:市原、原本 TEL 088-821-4538

(3) 資格要件の確認

高知県林業振興・環境部環境計画推進課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和7年4月21日(月)までに申込者(共同企業体の場合は代表構成員)へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者(共同企業体の場合は代表構成員)に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して2日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

10 企画提案書の作成

別途定める「高知県環境基本計画改定委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

11 審査

別途定める「高知県環境基本計画改定委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

12 審査結果

審査結果は、令和7年5月28日(水)までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

13 日程

令和7年3月28日(金)	募集開始
令和7年4月7日(月)12:00	説明会参加申込書提出締切り
令和7年4月8日(火)13:30～	説明会
令和7年4月17日(木)17:00	参加申込及び資格確認書類提出締切り
令和7年5月14日(水)12:00	企画提案書の提出締切り
令和7年5月23日(金)	審査委員会(プレゼンテーション)
令和7年5月28日(水)まで	審査結果通知

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定(別紙1-3)により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙6により提出してください。

開示・非開示の判断は別紙6に基づき行うものではなく、別紙6を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

15 問合せ先

高知県 林業振興・環境部 環境計画推進課
担当者 市原、原本
TEL 088-821-4538
FAX 088-821-4530
E-mail 030901@ken.pref.kochi.lg.jp

16 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

17 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。

地方自治法施行令<抜粋>
(昭和二十二年五月三日政令第十六号)

最終改正:平成二六年一〇月二九日政令第三四五号

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程 <抜粋>

(平成 23 年 3 月 10 日高知県訓令第 1 号)

(定義)

第 2 条 この規程において使用する用語の意義は、高知県暴力団排除条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(5) **排除措置対象者** 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員等

エ アからウまでに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして知事が認めるもの

(ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの

(イ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を雇用し、又は雇用しているもの

(ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用して

いるもの

(オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用して

いるもの

(キ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用して

いるもの

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

高知県情報公開条例 <抜粋>

(平成 2 年 3 月 26 日高知県条例第 1 号)

(公文書の開示義務)

第 6 条 実施機関は、公文書の開示の請求があったときは、当該公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない。

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この項において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報